

事務連絡
平成12年4月27日

各都道府県介護保険担当課（室）長 殿

厚生省老人保健福祉局

介護保険課

**基準該当事業者に対する特例居宅介護サービス費等の審査支払事務を
連合会の共同処理で行う場合の請求等の取扱いについて**

基準該当事業者又は基準該当事業者に対する特例居宅介護支援の事業を行う事業者（以下「基準該当事業者」という。）の特例居宅介護サービス費若しくは特例居宅支援サービス費又は特例居宅介護サービス計画費若しくは特例居宅支援サービス計画費（以下「特例居宅介護サービス費等」という。）の請求に係る審査支払事務を国民保険団体連合会（以下「連合会」という。）の共同処理事務により行う場合の請求等の取扱いについては、下記のとおりであるので、この点ご留意の上、事業者からの請求及び国保連の共同処理事務が円滑に行われるよう、管下国保連に対する指導並びに管下市町村及び市町村において登録等を行っている基準該当事業者に対する周知をお願いする。

記

- 1 基準該当事業者が特例居宅介護サービス費等の請求を連合会の共同処理事務により行うに当たっては、基準該当事業者は、介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令（平成12年厚生省令第20号。以下「請求省令」という。）の例に従って請求を行うことが必要であること。
すなわち、指定サービス事業者等と同様、請求省令で定める請求方法により、所定の期日までに請求を行うとともに、あらかじめ請求の開始等の届出を行うことが必要であること。
- 2 市町村が連合会の共同処理事務により、基準該当事業者等の特例居宅介護サービス費等の審査支払事務の委託を行う場合においては、市町村と連合会間で共同事務処理に係る委託契約を結ぶ必要があり、この場合の委託契約については連合会の審査支払規則例に準ずるものとすること。その際の契約例は別添1のとおりであるので、参考にされたいこと。

なお、1に関し、市町村において、基準該当事業者が請求省令の例により請求を行うことを明確にするために、基準該当事業者及び基準該当事業者に対する規則又は基準該当事業者との代理受領に係る個別契約について、所要の改正を行う場合にあっては、別添2及び3の例を参考にされたいこと。（下線部がこれまでお示ししてきた規則及び契約の参考例の改正部分）

(別添1)

共同処理事務契約書例

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条1項第2号に規定する基準該当居宅サービス（以下「基準該当居宅サービス」という。）に係る同項に規定する特例居宅介護サービス費若しくは第54条第1項に規定する特例居宅支援サービス費（以下「特例居宅介護サービス費等」という。）又は法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援（以下「基準該当居宅介護支援」という。）に係る同号に規定する特例居宅介護サービス計画費若しくは第58条第1項第1号に係る特例居宅支援サービス計画費（以下「特例居宅介護サービス計画費等」という。）の審査及び支払いに関して、○○市町村（以下「甲」という。）と○○県国民健康保険団体連合会（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

第1条 乙は、基準該当居宅サービス又は基準該当居宅介護支援を行う事業者から介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令（平成12年厚生省令第20号）の例により行われた請求に関し、甲の特例居宅介護サービス費等又は特例居宅介護サービス計画費等の審査及び支払事務（以下「共同処理審査支払事務」という。）を引き受けるものとする。

第2条 乙は、共同事務処理の執行に充てるため、甲から共同処理審査支払事務手数料を徴収する。

2 共同処理審査支払事務手数料の額は、審査した特例居宅介護サービス費等明細書（これに相当する電子情報又は記録事項を含む。）一件につき○円○銭とする。

第3条 前二条に定めるもののほか、乙が甲の委託を受けて行う共同処理審査支払事務については、○○県国民健康保険団体連合会介護給付費審査支払規則の例による。

第4条 この契約の当事者のいずれか一方においてこの契約による義務を履行せず、事業執行に著しい支障を來し、又は来すおそれがあると認めるとときは、対応する相手方は、三か月間の予告期間をもって、この契約を解除することができる。

第5条 この契約の有効期間は平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日までとする。

第6条 この契約の有効期間の終了一か月前までに、契約当事者のいずれか一方より何らかの意思表示をしないときは、終期の翌日において向こう一か年順次契約を更新する。

以上の契約の確定を証するため、本書二通を作成し、双方署名押印のうえ各一通を所持するものとする。

平成十二年 月 日

○○市町村長 氏 名 印

○○都（道府県）国民健康保険団体連合会

理事長 氏 名 印

(別添2)

○○市（町・村）基準該当居宅サービス事業者及び基準該当
居宅介護支援事業者の登録に関する規則（参考例）

（趣旨）

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービス（以下「基準該当居宅サービス」という。）又は同法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援（以下「基準該当居宅介護支援」という。）を行う事業者の登録に係る手続等について必要な事項を定める。

（基準該当居宅サービス事業者に対する特例居宅介護サービス費等の支給）

第2条 ○○市が、法第42条第1項第2号に係る特例居宅介護サービス費又は第54条第1項第2号に係る特例居宅支援サービス費（以下「特例居宅介護サービス費等」という。）の支給を行うのは、居宅要介護被保険者又は居宅要支援被保険者（以下「居宅要介護等被保険者」という。）が、基準該当居宅サービスであって、当該基準該当居宅サービスの事業を行う者として当該○○市の登録を受けたもの（以下「基準該当居宅サービス事業者」という。）により行われるものとの提供を受けた場合とする。

2 特例居宅介護サービス費等の額は、当該基準該当居宅サービスについて法第41条第4項各号又は第53条第2項各号の厚生大臣が定める基準により算定した費用の額【※の100分の○○に相当する額】（その額が現に当該基準該当居宅サービスに要した費用（基準該当通所介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「居宅サービス基準省令」という。）第106条第1項に規定する基準該当通所介護をいう。）に要した費用については、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第61条第1号イからハまで又は第84条第1号イからハまでに該当する経費を除く。）の額を超えるときは、当該現に基準該当居宅サービスに要した費用の額とする。以下第10項において「特例居宅介護サービス費等基準額」という。）の100分の90に相当する額とする。【※は厚生大臣が定める基準により算定した費用の額に100分の○○の額を 乗じ市町村の判断で費用の額を任意に定められる趣旨】

3 第1項の登録は、基準該当居宅サービス事業を行う者の申請により、基準該当居宅サービスの種類及び当該基準該当居宅サービスの種類に係る基準該当居宅サービスの事業を行う事業所（以下「基準該当居宅サービス事業所」という。）ごとに行う。

4 ○○市に対し、あらかじめ「特例居宅介護サービス費等の代理受領に係る申出書」（様式第4号）を提出している基準該当居宅サービス事業者は、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たし、かつ、その被保険者証に法第66条第1項に規定する支払方法変更の記載がなされていない居宅要介護等被保険者が、

当該基準該当居宅サービス事業者から基準該当居宅サービスを受けたときは、当該居宅要介護等被保険者の委任に基づき、当該居宅要介護等被保険者が支払うべき当該基準該当居宅サービスに要した費用について、特例居宅介護サービス費等として当該居宅要介護等被保険者に対し支給されるべき額の限度において、当該居宅要介護等被保険者に代わり、支払いを受けることができる。

- (1) 当該居宅要介護等被保険者が法第46条第4項の規定により指定居宅介護支援を受けることにつきあらかじめ〇〇市に届け出ている場合であって、当該基準該当居宅サービスが当該指定居宅介護支援に係る居宅サービス計画の対象となっているとき。
- (2) 当該居宅要介護等被保険者が基準該当居宅介護支援を受けることにつきあらかじめ〇〇市に届け出ている場合であって、当該基準該当居宅サービスが当該基準該当居宅介護支援に係る居宅サービス計画の対象となっているとき。
- (3) 当該居宅要介護等被保険者が当該基準該当居宅サービスを含む基準該当居宅サービスの利用に係る計画をあらかじめ〇〇市に届け出ているとき。
- 5 前項の規定による支払があったときは、居宅要介護等被保険者に対し特例居宅介護サービス費等の支給があつたものとみなす。
- 6 基準該当居宅サービス事業者は、基準該当居宅サービスその他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護等被保険者に対し、領収証を交付しなければならない。
- 7 前項の領収証においては、基準該当居宅サービスについて、居宅要介護等被保険者から支払を受けた費用の額のうち、特例居宅介護サービス費等に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければならない。
- 8 基準該当居宅サービス事業者は、特例居宅介護サービス費等の支払に関して、法第41条第4項各号又は第53条第2項各号の厚生大臣が定める基準及び居宅サービス基準省令に規定する基準該当居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準（基準該当居宅サービスの取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査を受けるものとする。
- 9 〇〇市は、基準該当居宅サービス事業者からの請求に対する審査及び支払に関する事務を国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に委託する。
（※ 委託する場合のみ）
- 10 基準該当居宅サービス事業者は、介護給付費及び公費負担医療等に関する審査の請求に関する省令（平成12年厚生省令第20号。以下「請求省令」という。）の例により、特例居宅介護サービス費等の請求を行うものとする。
- 11 基準該当居宅サービス事業者は、前項の請求に併せて、第4項に定める居宅要介護等被保険者の委任を受けていることについて「介護保険特例居宅介護（支拂）サービス費支給申請書」（様式第5号）を〇〇市（第9項の規定により審査及び支払の事務を連合会に委託している場合は、当該連合会とする。）を提出するものとする。

- 12 基準該当居宅サービス事業者は、その提供した基準該当居宅サービスについて、第4項の規定により、当該サービスの利用者たる居宅要介護等被保険者に代わって特例居宅介護サービス費等の支払を受ける場合は、当該サービスを提供した際に、当該要介護等被保険者から利用料の一部として、特例居宅介護サービス費等基準額から当該基準該当居宅サービス事業者に支払われる特例居宅介護サービス費等の額を控除して得られる額の支払を受けるものとする。
- 13 ○○市が法第50条又は第60条の規定に基づき、基準該当居宅サービスに必要な費用を負担することが困難であると認めた居宅要介護等被保険者については、第2項中「100の90」とあるのは「100の○○」に、法第69条第1項の規定により給付額減額等の記載を受けた居宅要介護等被保険者については、第2項中「100の90」とあるのは「100の70」とする。

(基準該当居宅介護支援事業者に対する特例居宅介護サービス計画費等の支給)

第3条 ○○市が、法第47条第1項第1号に係る特例居宅介護サービス計画費又は第58条第1項第1号に係る特例居宅支援サービス計画費（以下「特例居宅介護サービス計画費等」という。）の支給を行うのは、居宅要介護等被保険者が、基準該当居宅介護支援であって、当該基準該当居宅介護支援の事業を行う者として当該○○市の登録を受けたもの（以下「基準該当居宅介護支援事業者」という。）により行われるものとの提供を受けた場合とする。

2 特例居宅介護サービス計画費等の額は、当該基準該当居宅介護支援について法第46条第2項又は第58条第2項の厚生大臣が定める基準により算定した費用の額【※の100の○○に相当する額】（その額が現に当該基準該当（その額が現に当該基準該当居宅介護支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に基準該当居宅介護支援に要した費用の額とする。）とする。）とする。

【※は厚生大臣が定める基準により算定した費用の額に100分の○○の額を乗じ市町村の判断で費用の額を任意に定められる趣旨】

3 第1項の登録は、基準該当居宅介護支援事業を行う者の申請により、基準該当居宅介護支援を行う事業所（以下「基準該当居宅介護支援事業所」という。）ごとに行う。

4 ○○市に対し、あらかじめ「特例居宅介護サービス計画費等の代理受領に係る申出書」（様式第4号）を提出している基準該当居宅介護支援事業者は、当該基準該当居宅介護支援事業者から基準該当居宅介護支援を受けることにつきあらかじめ○○市に届け出をし、かつ、その被保険者証に法第66条第1項に規定する支払方法変更の記載がなされていない居宅要介護等被保険者が、当該基準該当居宅介護支援事業者から基準該当居宅介護支援を受けたときは、当該居宅要介護等被保険者の委任に基づき当該居宅要介護等被保険者が支払うべき当該基準該当居宅介護支援に要した費用について、特例居宅介護サービス計画費等として当該居宅要介護等被保険者に対し支給されるべき額の限度において、当該居宅要介護等被保険者に代わり、支払いを受けることができる。

- 5 前項の規定による支払があったときは、居宅要介護等被保険者に対し特例居宅介護サービス計画費等の支給があつたものとみなす。
- 6 基準該当居宅介護支援事業者は、基準該当居宅介護支援その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護等被保険者に対し、領収証を交付しなければならない。
- 7 前項の領収証においては、基準該当居宅介護支援について、居宅要介護等被保険者から支払を受けた費用の額のうち、特例居宅介護サービス計画費等に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければならない。
- 8 基準該当居宅介護支援事業者が特例居宅介護サービス計画費等の支払いに関して、法第46条第2項又は第58条第2項の厚生大臣が定める基準及び指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「居宅介護支援基準省令」という。）に規定する基準該当居宅介護の事業の運営に関する基準（基準該当居宅介護支援の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査を受けるものとする。
- 9 ○○市は、基準該当居宅介護事業者からの請求に対する審査及び支払を連合会に委託する。（※委託する場合のみ）
- 10 基準該当居宅介護支援事業者は、請求省令の例により、特例居宅介護サービス計画費等の請求を行うものとする。
- 11 基準該当居宅支援事業者は、前項の請求に併せて、第4項に定める居宅介護に定める居宅要介護等被保険者の委任を受けていることについて「介護保険特例居宅介護（支援）サービス計画費支給申請書」（様式第5号）を○○市（第9項の規定により審査及び支払の事務を連合会に委託している場合は、当該連合会とする。）を提出するものとする。

（基準該当訪問介護事業者に係る登録の申請）

第4条 第2条の規定に基づき訪問介護に係る基準該当居宅サービス事業者の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書（様式第1号並びに付表1-1及び付表1-2（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有する場合に限る。））を○○市に提出しなければならない。

- (1) 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地
- (2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- (3) 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- (4) 事業所の平面図
- (5) 事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、経歴及び住所
- (6) 運営規程
- (7) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- (8) 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態